

# 日野平山台住宅集会室使用規定

2018年（平成30年）4月15日改定版  
日野平山台住宅管理組合法人

## 第1条 総則

この規定は日野平山台住宅集会室（以下、集会室）の円滑な使用と維持管理のためにこれを定める。

## 第2条 管理

1. 集会室の管理については、日野平山台住宅管理組合法人（以下、管理組合）が他の共用部分と同様に管理を行うものとする。
2. 集会室の管理・維持費用はコピー機の運用経費も含めて、管理組合管理費から支出する。
3. 集会室使用料金はコピー機使用料金も含めて、管理組合管理費の収入とする。

## 第3条 使用料金および使用許可範囲

1. 集会室の使用料金を次の通り定める。

(1) 管理組合、日野平山台住宅自治会	……………	無料
(2) 管理組合理事会が承認した団体および個人	……………	無料
(3) 平山台住宅居住者のみが使用するとき	……………	無料
(4) その他の団体および個人	……………	300円／4時間まで

※ 連続使用のときはそれぞれを合算する。  
※ 申し込み責任者は平山台住宅居住者であること
2. 午後10時～午前8時までの深夜・早朝の使用は基本的に認めない。

## 第4条 コピー機の使用

1. 集会室の使用に際して、申し出があった場合はコピー機の使用を認める。
2. コピー機の使用料金は以下のように定める。

(1) 管理組合、日野平山台住宅自治会	……………	無料
(2) 管理組合理事会が承認した団体および個人	……………	無料
(3) その他の団体および個人	……………	10円／枚

## 第5条 使用申し込み

1. 集会室の使用を希望するときは、あらかじめ連絡員に使用料前払いで申し込み、その領収書をもって使用を認める。
2. コピー機を使用する場合は、前もって申し出てコピー機のカウンタ数を確認する。

## 第6条 使用上の留意点

1. 使用者は集会室が居住者全員の財産であることを認識し、特に火災予防に留意しなければならない。
2. 使用后、使用者は必ず清掃、整理整頓を行うこと。
3. 使用中に出たごみ（可燃、不燃、ビン、空き缶、ペットボトルなど）は、全て使用者が持ち帰ること。

改定記事

日付	改定内容	議決
1982年4月25日 (昭和57年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料金改定</li> <li style="padding-left: 20px;">4月～6月、10月 200円→300円</li> <li style="padding-left: 20px;">7月～9月 200円→400円</li> <li style="padding-left: 20px;">11月～3月 200円→500円</li> </ul>	通常総会
2000年4月16日 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料金および使用許可範囲の変更</li> <li>・コピー機関係条項の追加</li> </ul>	通常総会
2017年4月16日 (平成29年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住者のみが使用する場合の料金を無料とする</li> <li>・その他の団体および個人が使用する場合の料金を季節に関わらず300円とする。</li> <li>・料金改定のみを決議して、規定文書の修正は次回総会で実施する</li> </ul>	通常総会
2018年4月15日 (平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表題：管理組合 → 管理組合法人</li> <li>・第3条1項(1)：日野平山台住宅子ども会 削除</li> <li>・第3条1項(3)：(3)にあった料金表を削除 → 無料</li> <li>・第3条2項(2)：料金の倍額 → 300円/4時間まで</li> <li>・第4条2項：第5条から移動</li> <li>・第4条2項(1)：日野平山台住宅子ども会 削除</li> <li>・第5条は削除。以下、繰り上げ</li> <li>・新第6条3項追加：ごみの持ち帰り</li> </ul>	通常総会